

松尾宣武委員の「家族内に二人の母親が存在することは近親相姦である」という見解について。

10月12日の「生殖補助医療部会」で松尾宣武委員は「家族内に二人の母親が存在することは近親相姦である」という趣旨の発言をされました。この意見は松尾委員の8月27日付け「個人的見解」の文中にある次の文章と同一の論旨であると思われます。「私も兄弟姉妹等からの精子、卵子、胚の提供には強く反対します。これは近親相姦の一形式であり、家族における身分関係を混乱させ、児の自我の形成に深刻な影響を与えるおそれがあります。自我は”母親の息子”、“母親の娘”を基盤として形成されるのであり、母親を混乱させることは許されないと私は思います。」

1、近親婚に該当する場合を除くのは当然の前提です

近親相姦というのは、日本の民法では直系血族と三親等内の傍系血族との婚姻を意味すると思われます。生殖補助医療で精子、卵子、胚の提供が認められたとしても、法律的に近親婚に該当する場合は含まれていません。兄の精子とその実の妹の卵子とによって子どもを作るという可能性などはすべて排除されています。「兄弟姉妹等からの精子、卵子、胚の提供は近親相姦の一形式である」という松尾委員の文書の論旨は、「報告書」の文意の誤解に基づくものではないかとおそれます。

2、「近親婚に該当する場合を除く」と明記したい

「兄弟姉妹等からの精子、卵子、胚の提供は近親婚に該当する場合を除く」という文意が、「報告書」に明記されていないように思われますので、この点を明記する必要があると思います。

3、遺伝学的な意味での近親相姦が問題です

松尾委員の「家族内に二人の母親が存在することは近親相姦である」という発言の内容から推察すると、松尾委員は「妻の妹の卵子と夫の精子とによってできる子」、すなわち「夫の精子と夫の義理の妹との間に出来る子」を、「夫の精子と夫の実の妹との間に出来る子」と同一視して、「近親相姦である」と述べているように思われます。このような「近親相姦」の概念は遺伝学的な意味での近親相姦とは一致しません。

4、子の心において母の同一性が混乱するとはかぎりません

「報告書」の46頁には母を次のように規定しています。

「・ 提供された卵子・胚による生殖補助医療により子を妊娠・出産した人を、その子の母とする。

・ 妻が夫の同意を得て、提供された精子・胚による生殖補助医療により妊娠・出産した子は、その夫の子とする。

・ 妻が提供された精子・胚による生殖補助医療により妊娠・出産した場合には、その夫の同意は推定される。

・ 精子・卵子・胚を提供した人は、当該精子・卵子・胚の提供の事実をもって、当該提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子の父母とはされない。」

これは法律的な意味での親子関係の定義ですが、「卵子の提供者は、子と同居しない」、「卵子の提供者は、子の”母”と呼ばれたり、母と類似の役割を演ずることはない」という条件が満たされるなら、子の心に母の同一性についての混乱はほとんど発生しないと思います。子の心において母の同一性が混乱するような状況では、卵子の提供は認められるべきではありません。

荒木委員の「生体臓器提供と卵子・胚の提供とは異なるので、卵子・胚の提供については心理的強制が加わる可能性が規制の根拠となる」という発言について。

私の解釈では荒木委員の発言の趣旨は「生体臓器提供の場合には受容者となる患者の生死がかかっているので、心理的強制が加わる可能性があるという理由で、生体臓器提供を禁止することは不適切であるが、生殖補助医療ではそのような意味での重要性、緊急性は認められないので、心理的強制が加わる可能性あるという理由で禁止してよい」というように理解しました。

1、同意の自発性を尊重するということは、同意の内容の重要度とは無関係です

同意の自発性は、たとえ「私が臓器提供をしないと100万人の人が死ぬ」という事例においても尊重されなくてはなりません。

「生体臓器移植の場合なら多少の強制が加わるものやむを得ない」と言う性質の問題ではありません。したがって「生体臓器提供と卵子・胚の提供とは異なる場合であるので、心理的強制の評価が異なる」という荒木委員の論理的前提は間違います。自発性の尊

重という点では、生体臓器提供と卵子・胚の提供とは完全に同等です。

2、真空のなかで決定することは不可能です

自分の肝臓を子どもに提供するか否かの決断の前に立たされた人には、外からも内面からも「提供せよ」、「提供するな」という声がかかります。だから、強制のない真空のような環境を作り出すことが出来るというのは幻想です。「いっさい心理的強制のない心理的環境を作り出すのでないかぎり、・・の提供は認められない」という主張はなり立ちません。

3、他人の決断についてそれが自発的でないという判断は誰にも下せません

誰かが「卵子を提供しないと貴方に暴力を加える」等の脅迫をしている場合には、同意が無効になります。そういう脅迫などが加えられていないとき「彼女が卵を提供すると決意したのは周囲からの強制のせいだ」という判断をする資格は誰にもありません。したがって「心理的強制が加わる可能性があるという理由で禁止してよい」という理由はなり立ちません。自発的でない同意を回避するために、自発的な同意を含めてすべての同意の可能性を無くすという主張に他ならないからです。これは強制結婚を禁止するためにすべての結婚を禁止すべきであると主張するのと同じことです。

4、「再確認」以上のことを行えば、それが別の心理的干渉になります

ある人の決断が自発的であるか否かは、その人自身以外には決定の権限がありません。したがって、他人の身体に関して提供を強制してはならない、自分の身体に関しては完全な自己決定権が認められているということを確認したり、そういう考え方を普及することは正しいのですが、「貴方の決定は自発的ではないでしょう」と勘ぐって、その決定を無効にすることは、自発性の尊重を名目とする自発性の躊躇です。あらゆる身体部分の提供について、最後の土壇場で「貴方は拒否してもいいのですよ」と再確認することが推奨されます。しかし、それ以上のことはすべきではないのです。(加藤尚武、10月14日)